

横浜市補助金等の交付に関する規則の改正について

1 改正の考え方

- (1) 昨年明らかになった社団法人横浜市病院協会による本市補助金の不正受給問題を受け、補助金の使途の確認方法等を改善します。
- (2) 改正にあたっては、補助事業者(補助対象団体)に過度な事務負担が生じ、事業の遂行に支障がないよう配慮した内容とします。
- (3) 本市の支出する補助金は1,000事業以上あり、交付先や補助事業の内容も多岐にわたるため、規則では従来どおり、標準的な取扱いを定めることとし、それぞれの補助金交付要綱において、補助金の内容や性格に応じた規定を設けることもできることとします。

2 主な改正点の概要

(1) 領収書等(領収書の写し)の提出

補助事業者等が補助対象事業について、一定額以上(1件10万円以上)の支払いをした場合に、支出額を確認するため、補助事業者等から領収書など支出を証する書類(又は写し)を提出してもらいます。

現 行	改 正 案
規則上規定なし (各要綱で規定されている場合もある)	原則として、補助事業者等は、1件あたりの支払い金額が10万円以上の場合は、領収書等(又は写し)を提出。 ただし、電気料金等の公共料金の支出や、国又は地方公共団体の職員による監査等を定期的に受けている団体については、不要

(2) 見積もり合わせ等の実施

補助対象事業の事業費が適切であるかを確認するため、補助事業者等が一定額以上(1件100万円以上)の支払いをする場合については、原則として、2者以上の者からの見積書の徴収等を求め、報告を受けることとします。

現 行	改 正 案
規則上規定なし	原則として、補助事業者等は、1件あたりの支払い金額が100万円以上と見込まれる場合には、入札又は2人以上の者からの見積書の徴収を行うこととし、報告時に見積書等の写しを提出

(3) 罰則（過料）の規定

不正を行った者への対応強化を図るため、5万円以下の過料を科す罰則規定を追加します。

現 行	改 正 案
規定なし	偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者、あるいは、補助金等を他の用途へ使用した者に対し、5万円以下の過料を科す。

【参考】地方自治法第15条第2項

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

3 スケジュール（予定）

20年度中に規則を改正し、21年度分から改正規則を適用します。